

太陽光発電って？

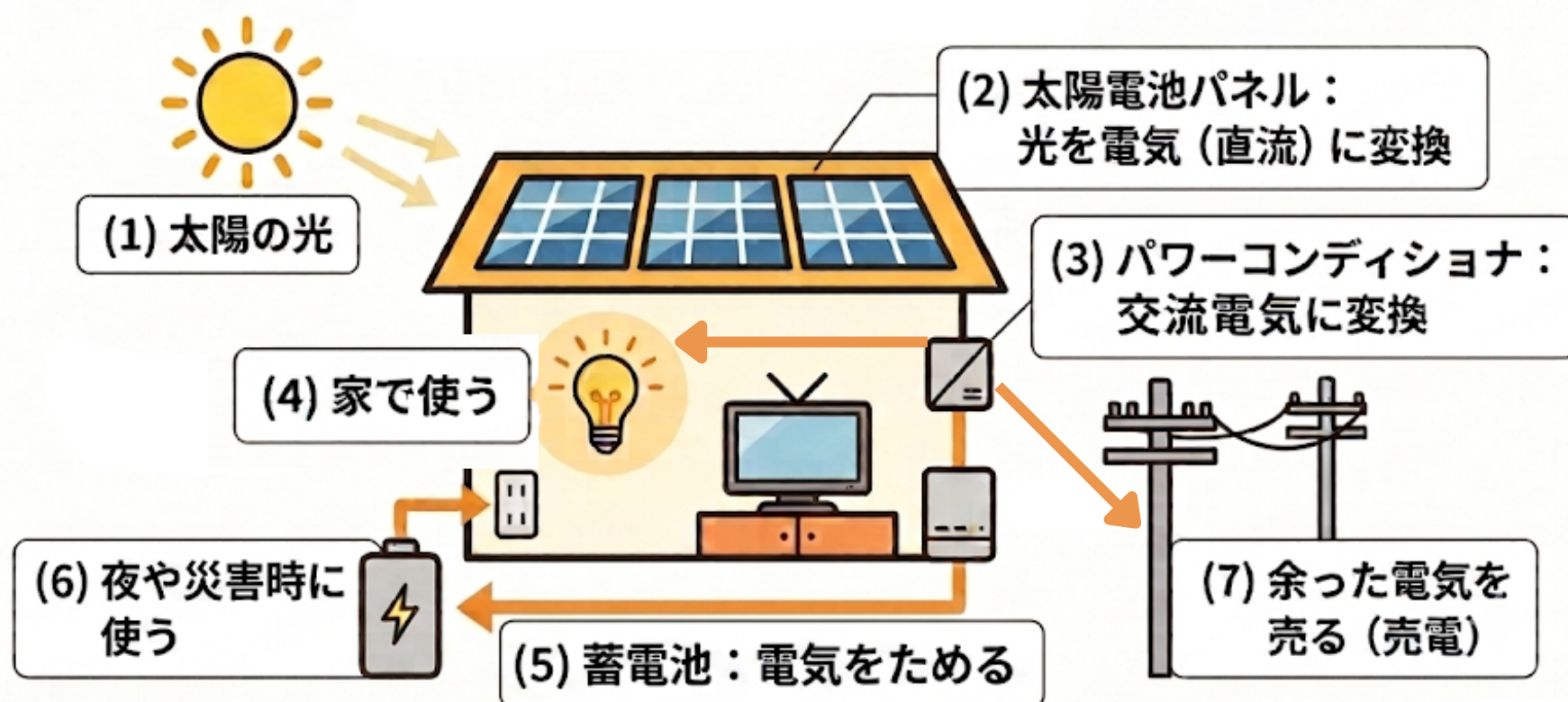


① 太陽光発電って何がいいの？

太陽光発電は、太陽の光さえあれば発電できるため、石油や天然ガスなどのエネルギー資源が少ない日本にとっては、重要なエネルギー資源です。

また、太陽光発電は、二酸化炭素がほとんど発生しないことから、地球温暖化対策にもなります。

② 太陽光発電ってどういう仕組みなの？



発電した電気は、まず家庭で使い、余った分電気を電力会社買い取ってもらうことができます。蓄電池があれば、昼間に余った電気をためて、夜間や停電時に使えます。

③ 太陽光発電のメリット・デメリットは？



メリット

- ・電気代の削減
- ・停電、災害時の備え
- ・環境にやさしい
- ・余った電気を売ることができる
- ・二酸化炭素排出削減に貢献



デメリット

- ・設置費用がかかる
- ・天気や季節で発電量が変わる
- ・機器には寿命がある
- ・点検・メンテナンスが必要
- ・屋根の状態で向き不向きがある

④ どうして太陽光で電気が作れるの

太陽光パネルは、小さな太陽電池がたくさん集まってできています。太陽電池は2種類の半導体を合わせて作っています。ここに光があたると電気が流れます。このため、太陽光パネルに太陽光があたると発電を行うことができます。

⑤ 太陽光パネルはいつまでも使えるの

太陽光パネル自体の寿命は、一般的に20年程度と言われていますが、25年以上使えるケースもあります。ただし、発電量は劣化により年々減少していきます。また、太陽光パネルと一緒に設置が必要となる、発電した電気を一般的に使用できるようにするパワーコンディショナーの寿命は、10年から15年と言われています。

⑥ 使わなくなった太陽光パネルはどうするの？

使わなくなった太陽光パネルは、基本的には専門業者に依頼し、適切に廃棄処理を行う必要があります。廃棄処理される太陽光パネルは、解体され、再利用できる部分はリサイクルされることになります。

⑦ 太陽光パネルには有害なものが入っているのでは？

太陽光パネルには、鉛、カドミウム、セレン、ヒ素などの有害物質が使われている製品があります。普段の使用中は樹脂やガラスでしっかりと包まれているため外へ漏れることはありませんが、使わなくなって処分する際には、専門業者に依頼し、適切に廃棄処理を行う必要があります。

⑧ 初期投資0円ソーラーって？

電力の需要家（個人・事業者）が所有する建物の屋根等を PPA 事業者に貸し、事業者の負担で太陽光発電を設置する導入方法です。

太陽光発電設備を初期費用ゼロで導入でき、メンテナンスもしてもらえる仕組みです。契約期間が終わった後は、設備を譲り受けられます。その代わり、契約終了までの間、利用者はPPA事業者を利用した分の電気代を支払います。

陸前高田市では、PPA事業を行うことのできる事業者を現在選定中です。事業の開始まで今しばらくお待ちください。

⑨ 補助金制度はありますか？

陸前高田市では、令和6年度に脱炭素先行地域に選定されたことを受け、再生可能エネルギーの導入や地域内経済循環とエネルギーの地産地消を進めるため、令和7年度から補助割合や補助上限を拡大しています。

助成額

- ・ 太陽光発電システム 設置費用（税抜）の3分の2以内（上限80万円）
- ・ 住宅用蓄電池 設置費用（税抜）の4分の3以内（上限40万円）

対象者

市税その他市が債権を有する公租公課等の滞納がなく、次のいずれにも該当する方

1. 市内に住所を有する方または転入予定の方
2. 市内に新たに新エネルギー設備を設置する方（市へ転入予定の方、市内に事業所を開設しようとする方は、事業完了報告書を提出する時点で、市への転入または事業所の開設が完了していることが条件となります。）

※契約後、設置後の申請はできません。

交付条件

1. 未使用のもの（新品）
 2. 住宅に新たに設置するもの
 3. 太陽光発電設備（太陽光モジュールとパワーコンディショナー）が設置されるもの
 4. 過去に陸前高田市新エネルギー設備導入促進事業実施要綱に基づく助成を受けていないこと
 5. 地域新電力会社と電力の受給及び買取契約を締結すること
 6. FITまたはFIPの認定を受けないこと
 7. 令和8年度内に事業が完了すること
 8. 「誓約書」の内容全てに同意すること
- ※詳細は市ホームページに掲載の要綱をご確認ください

申請の流れ

1. 申請書類をまちづくり推進課へ提出してください。
2. 助成決定→「補助金等交付決定通知書」を郵送します。
3. 事業完了後に完了報告書及び補助金等交付請求書をまちづくり推進課へ提出してください。
4. 完了検査に、まちづくり推進課職員が設置場所（自宅）へ伺います。
5. ご指定いただいた振込先口座へ振込み。

申請期限

令和8年度の申請期限は令和8年12月28日（月）

詳細はホームページをご覧ください。



陸前高田市は、令和6年度に環境省の脱炭素先行地域に選定されました。



陸前高田市企画部脱炭素推進室

〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野100番地

TEL：0192-54-2111 内線341・342

Eメール：datсутанso@city.rikuzentakata.iwate.jp

